

# 横浜港埠頭株式会社 入札の手引き

横浜港埠頭株式会社（以下「会社」という。）の行う入札に関しては、次の条項を心得て参加しなくてはならないものとする。

（入札の日時及び場所）

第1条 会社は、入札通知書等により日時及び場所を通知するものとし、入札参加者は、これに遅れた時は、入札に参加できないものとする。

（入札書等）

第2条 入札書の様式は別掲のとおりとし、入札者は、件名、金額、所在地（住所）、会社（商店等）名及び代表者名を記入し、代表者印を必ず押印しなければならない。

2. 前項により措置した入札書である場合、それを持参した者が代理の者であっても、そのために委任状を提出する必要がないものとする。

（入札保証金の免除）

第3条 競争入札による場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

（入札書の引換え等の禁止）

第4条 入札者がいったん入札箱に入札書を投入した場合には、その引換え、変更又は取消を認めないものとする。

（入札の無効）

第5条 入札者がいったん入札箱に入札書を投入した場合、次に該当する時は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札書に金額の記載がない時、又は金額が訂正してある時。
- (2) 入札書の記名又は押印がない時。
- (3) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明確な時。
- (4) 入札の目的に示された要件と異なる時。
- (5) 条件が付されている時。
- (6) 同一入札者による同一事項の入札書が2通以上投入している時、又は入札者が他の入札者の代理人として入札書を投入した時。
- (7) 再度入札（第13条）の場合において、前回の入札の最高額以下又は最低額以上の価格で入札されている時。
- (8) 前各号に掲げる他、会社の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していない時。

(入札の有効)

第6条 入札価格の総額をもって落札者を定める時は、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げないものとする。入札の単価をもって落札者を定める時は、その総額に誤りがあっても同様とする。

(再度入札)

第7条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がない時は、直ちに再度の入札を行うものとする。

2 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第8条 開札をした場合において、落札となるべき同価の入札した者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(最低価格の入札)

第9条 会社は、工事又は製造その他についての請負契約に係る入札を行った場合において、最低価格の入札者の入札価格が、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認める時は、その者を落札者としな いることができるものとする。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名捺印し、速やかにこれを契約担当者に提出しなければならない。但し、契約担当者に承諾を得て、この期間を延長することができるものとする。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、図面、契約書及び現場等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(補則)

第12条 会社が発注する工事については、公共性の高い工事であるため、落札者は関係法令を遵守し、竣工まで責任をもって当該工事にあたるものとし、竣工せずに工事の続行が不可能となった場合、横浜市の公共事業に多大な損害を与えることが考えられるので、会社はその者について厳しい措置を講じるものとする。